2. 財政健全化法における健全化判断比率等

※現在監査委員による審査を受けているところであり、9月議会で報告予定

(1) 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等(暫定値) 算定の結果、いずれの指標も早期健全化基準に該当しない状況。

①実質赤字比率 -% (実質赤字なし)

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

一般会計等(=普通会計)の実質赤字額

標準財政規模

早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

②連結実質赤字比率 -% (実質赤字・資金不足なし)

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

算出方法

算出方法

連結(一般会計等+公営企業会計)実質赤字額

標準財政規模

【基 準】

早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%

③実質公債費比率(3か年平均) 17.0%(対前年度▲0.3ポイント)

■算定開始(H17決算)以降最低値

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

《参考》

H21

17.9% H17 18. 1%

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

17. 8% H19

- (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

H20 17.9%

17.3%

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

【基 準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

④将来負担比率 187.0%(対前年度▲26.1ポイント)

■算定開始以降、3年連続減少

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

《参考》

算出方法

H19 227. 9%

H20 225.4% H21 213.1%

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

【基 準】 早期健全化基準 400%

※将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など一般会計等が 将来負担すべき実質的な負債

⑤資金不足比率 -% (いずれの会計も資金不足なし)

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

資金の不足額

事業の規模

【基 準】 経営健全化基準 20%